

## 報酬等の支給基準について

社会福祉法人友悠会の報酬等の支給基準は、平成28年12月21日開催の理事会及び同日開催の評議員会において、決議された役員等報酬規程及び役員等報酬規程第4条に規定する報酬に関する規定の定めるところによる。

社会福祉法人 友悠会  
理事長 中村 熊次

## 社会福祉法人友悠会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友悠会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬並びに費用に関し必要な事項について定めることを目的とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員会委員と併せて役員等という。

### (役員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第3条 役員及び評議員選任・解任委員会委員に対して、定款第21条に規定する評議員会において別に定める総額について、各年度20万円を超えない範囲とし、報酬として支給することができる。

### (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会委員会の出席報酬)

第4条 この法人は、この法人が主催する会議等に出席した役員等に対して、その職務遂行の対価として、1日当たり1万円を超えない範囲で、報酬を支給することができ、その額は評議員会で決定する。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

ただし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第39条の規定により平成29年4月1日までに評議員を選任する場合は、本規程を適用する。

## 役員等報酬規程第4条に規定する報酬に関する規定

社会福祉法人友悠会は、役員等報酬規程第4条に規定する報酬を、次のとおりとする。

区 分	報酬の額	備 考
評 議 員 の 業 務	日額 5,000円	
理 事 の 業 務	日額 5,000円	
監 事 監 査 等 の 業 務	日額 5,000円	
評議員の選任及び解任業務	日額 5,000円	

### 附 則

この役員等報酬規程第4条に規定する報酬は、平成29年4月1日より適用する。

ただし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第39条の規定により平成29年4月1日までに評議員を選任する場合は、本規定を適用する。